

認証対象農産物			エコ50栽培の使用基準		備考 (主たる収穫期間)	
種別	作目	作型・品種等	化学合成農薬の べ成分回数	化学肥料の使用量 (N成分kg/10a)		
普通作物	水稻		10 以下	5.0 以下	品種を問わない	
	麦		5 以下	7.8 以下	品種を問わない	
	大豆		7 以下	2.0 以下		
	そば		2 以下	1.7 以下		
露地野菜	キャベツ		11 以下	14.3 以下		
	はくさい		12 以下	14.4 以下		
		12月～3月収穫	9 以下	15.8 以下		
	レタス		7 以下	14.4 以下		
	だいこん		6 以下	5.0 以下		
		夏だいこん	7 以下	3.0 以下	(7月～9月)	
	かぶ		4 以下	5.0 以下		
	ブロッコリー		8 以下	13.9 以下		
	たまねぎ		14 以下	13.1 以下		
	れんこん	早生		2 以下	6.5 以下	
		早生(長期どり)		2 以下	11.6 以下	
		晩生		2 以下	15.4 以下	
	なす		22 以下	36.8 以下		
	すいか		11 以下	6.5 以下		
	かぼちゃ		8 以下	7.0 以下		
	スイートコーン		5 以下	15.0 以下		
	グリーンピース		7 以下	6.1 以下		
	ねぎ		9 以下	9.5 以下		
	ごぼう		4 以下	6.0 以下		
	やまのいも		5 以下	11.0 以下		
	はなっこりー	年内どり		6 以下	15.0 以下	
		長期どり		8 以下	28.5 以下	
	ほうれんそう		4 以下	14.0 以下		
	パセリ		9 以下	17.9 以下	「かぎとり連続栽培」に限る	
	きゅうり		19 以下	24.6 以下		
	こまつな		4 以下	8.4 以下		
	ピーマン		15 以下	22.7 以下		
	にんじん		5 以下	7.9 以下		
	ばれいしょ		6 以下	7.9 以下		
	さといも		5 以下	10.2 以下		
モロヘイヤ		5 以下	8.7 以下			
おくら		8 以下	11.5 以下			
さつまいも		2 以下	2.0 以下			
にんにく		7 以下	12.5 以下			
たかな		4 以下	13.1 以下			

認証対象農産物			化学農薬・化学肥料50%以上 削減栽培の使用基準		備考  (主たる収穫期 間)
種別	作目	作型・品種等	化学合成農薬の べ成分回数	化学肥料の使用量 (N成分kg/10a)	
施設野菜	トマト	夏秋トマト	22 以下	13.7 以下	(7月～11月)
		冬春トマト	25 以下	21.4 以下	(12月～6月)
	なす		13 以下	30.0 以下	
	すいか		12 以下	4.8 以下	
	きゅうり	夏秋きゅうり	13 以下	14.1 以下	(7月～11月)
		冬春きゅうり	21 以下	21.1 以下	(12月～6月)
	いちご		27 以下	10.9 以下	
	メロン		12 以下	5.5 以下	
	ほうれんそう		4 以下	3.9 以下	
	ちんげんさい		3 以下	8.2 以下	
	パセリ		14 以下	16.2 以下	「かぎとり連続栽培」に限る
		栽培期間1年以上	14 以下	20.9 以下	
	アスパラガス		10 以下	30.2 以下	
	ねぎ		6 以下	6.3 以下	
	こまつな		5 以下	5.1 以下	
	しゅんぎく		9 以下	13.8 以下	「かぎとり連続栽培」に限る
	ミニトマト		19 以下	9.2 以下	
ピーマン		12 以下	23.0 以下		
果樹	温州みかん		11 以下	12.5 以下	成木での基準
	せとみ		11 以下	15.1 以下	成木での基準
	南津海		11 以下	15.1 以下	成木での基準
	かんきつ類		10 以下	15.1 以下	成木での基準
	なし		16 以下	7.5 以下	成木での基準
		二十世紀系統	21 以下	7.5 以下	成木での基準
	りんご		18 以下	10.0 以下	成木での基準
	ぶどう		15 以下	8.0 以下	成木での基準
	もも		10 以下	6.0 以下	成木での基準
	かき		9 以下	10.0 以下	成木での基準
	くり		6 以下	5.0 以下	成木での基準
	びわ		6 以下	10.0 以下	成木での基準
	うめ		5 以下	5.0 以下	成木での基準
	キウイフルーツ		7 以下	10.0 以下	成木での基準
	いちじく		4 以下	7.5 以下	成木での基準
	ブルーベリー		4 以下	3.3 以下	成木での基準

特用作物	茶		8 以下	47.2 以下	
	ワサビ	畑ワサビ	10 以下	8.0 以下	
花き	ばら		64 以下	38.5 以下	「特別栽培農産物」に該当しない
	きく（露地）		38 以下	14.0 以下	
	きく（施設）		23 以下	12.8 以下	
	カーネーション		51 以下	45.0 以下	
	ゆり（露地）		25 以下	14.0 以下	
	ゆり（施設）		5 以下	12.5 以下	
	ストック		10 以下	8.0 以下	
	トルコギキョウ		16 以下	10.0 以下	
	りんどう		20 以下	10.0 以下	
	ソリダゴ		20 以下	10.5 以下	
	デルフィニウム		17 以下	10.5 以下	

- ※ 作型・品種に特に指定のない農産物は、栽培される全作型及び品種に適用するものとする。
- ※ 化学農薬及び化学肥料の使用基準は生産過程等において適用する。
- ※ 接ぎ木前の穂木及び台木の育成中に同一薬剤を同一回数で施用した場合は、穂木または台木のいずれかの使用成分回数をカウントする。ただし、穂木及び台木の育成中に異なる薬剤を施用した場合は、使用成分回数の多い方をカウントする。
- ※ 化学農薬等の使用に関しては、農薬取締法を遵守することとする。
- ※ 譲渡及び購入前に種子、種苗に処理された化学農薬も使用回数に含める。
- ※ 水耕栽培は、認証対象農産物の種別には含めないものとする。
- ※ 有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）で定める有機農産物の栽培において使用可能な資材については、この基準の回数に含まないものとする。